

明石市こども基金条例施行規則

平成17年9月15日
規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市こども基金条例（平成17年条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分)

第2条 条例第6条に規定する基金の設置目的を達成するために必要があると認める場合とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市民が自主的、主体的に行う子育て支援活動又は児童健全育成活動（以下「子育て支援活動等」という。）に関する経費の一部の助成
- (2) 子育て支援活動等を支援する団体が行う当該支援に関する経費の一部の助成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子育て支援活動等の振興に資するため、市長が必要と認める経費への支出

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。